

## 【千葉県災害義援金が支給されます】

千葉県では、台風第15号、第19号及び10月25日の大雨までの一連の災害により被災された方々に対して、義援金を支給することとなりました。支給のための手続きは、市で次のとおり受け付けます。

### 【支給対象】

#### ■人的被害

令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の大雨により、次の被害を受けられた方、またはご遺族

区分	説明	配分金額
死亡	災害弔慰金または千葉県災害見舞金の死亡者に該当する方	30万円
重傷者	災害で1カ月以上の治療が必要な負傷をされた方 (災害後の片付けの際などの負傷は、対象となりません。)	15万円

#### ■住家被害

令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の大雨により、住んでいた家屋が次の被害を受け、罹災証明書が交付された世帯主。被害の状況は「罹災証明書」の記載内容で確認します。

区分	説明	配分金額
全壊	○「全壊」、または「床上浸水（全壊）」と判定された世帯 ○被災者生活再建支援制度の「解体」に該当する世帯	30万円
半壊	「大規模半壊」、「床上浸水（大規模半壊）」、「半壊」、「床上浸水（半壊）」のいずれかと判定された世帯	15万円
床上浸水	「床上浸水（半壊にいたらない）」と判定された世帯	3万円
一部損壊	「一部損壊」、または「床下浸水」※と判定された世帯	1万円

※「床下浸水」の判定で義援金の対象になる家屋は、【木造・プレハブ】に限ります。

### 【申請方法】

令和2年1月9日(木)から(午前9時～午後5時 土・日・祝日を除く)  
終期は未定

下記申請窓口への来庁または郵送にて申請

○申請を受け付けた後、支給対象に該当するかどうか確認して、義援金を申請者【世帯主】の預金口座へ振り込みます。

○支給にあたって通知書等は送付いたしません。指定していただいた口座への振込みをもって通知に代えさせていただきます。

### 【申請場所】

市役所1階社会福祉室（11番窓口）

## 【必要書類】

- ① 令和元年千葉県災害義援金申請書（市役所 1 階社会福祉室に備え付けてあります。市のホームページからもダウンロードできます。）
- ② 重傷を負われた方…医師の診断書（コピー可）  
（災害後の片付けの際などの負傷は、対象となりません。）  
住家被害があった方…「罹災者」の欄に世帯主の氏名が記載された罹災証明書（コピー可）  
※「罹災者」の欄が世帯主の氏名で罹災証明書の発行を受けていない方、又は罹災証明書を使用済みでお手元にはない方は、危機管理室での手続きが必要となります。
- ③ 本人確認ができる書類  
窓口で申請する場合  
・・・窓口に来られる方の運転免許証、健康保険証などのコピー  
郵送で申請する場合  
・・・申請者（世帯主）の運転免許証、健康保険証などのコピー
- ④ 振込先口座が確認できる書類のコピー  
金融機関名、本支店名、名義人及び口座番号が確認できる通帳・キャッシュカードなどのコピー

※ 窓口申請の場合は、朱肉を使用するタイプの印かんをご持参ください。

※ 住民票の住所と罹災場所が違う場合は、居住実態申立書と光熱水費領収書などの（コピー）が必要になります。該当する方は、事前にご連絡ください。

<お問い合わせ先>

月～金曜日（祝日・年末年始 12/28～1/5を除く）

9：00～17：00

義援金のこと

⇒銚子市役所社会福祉室 TEL：0479-24-8195

罹災証明のこと

⇒銚子市役所危機管理室 TEL：0479-24-8193

◎罹災証明書の発行には、次の3点が必要です。

- ・罹災証明書申請者本人の印かん及び身分証明書（運転免許証、保険証など）
- ・被害箇所が分かる写真（市へ提出が必要です。）
- ・代理の方が申請する場合は、委任状と委任を受けた方の印かん及び身分証明書（運転免許証、保険証など）

上記をご持参のうえ、銚子市役所 2階 危機管理室へお越しください。